

1

## ご連絡いただく前にご確認ください

詳細は4ページ

ご請求の際に当社からお伺いする事項をご確認ください。

2

## 当社にご連絡ください

詳細は5ページ

受取人から、担当者またはコミュニケーションセンターにご連絡いただくか、当社ホームページの「MYほけんページ」よりお手続きください。

### ▶「MYほけんページ」のお手続き

詳細は7ページ



スマートフォン  
からはこちら



パソコンから

MYほけん 給付金 検索

画面の案内に沿って、傷病名、入院期間、手術名などを入力してください。

3

## 必要な書類をご提出ください

詳細は9ページ

お伺いした内容から必要な書類をご案内いたしますので、ご準備のうえご提出ください。

▶担当者・コミュニケーションセンターにご連絡いただいた場合  
必要書類は担当者が撮影いたします。  
(お預かりする場合があります。)

▶MYほけんページよりお手続きいただいた場合  
必要書類が画面に表示されますので、  
撮影し、アップロードしてください。

4

## 請求に関する留意事項をご確認ください

詳細は11ページ

保険金・給付金をお支払いするため医療機関に確認する場合があるなど、留意事項をご確認ください。

5

## 保険金・給付金明細をご確認ください

詳細は11ページ

お受け取りいただける場合は、ご指定の口座に保険金・給付金が振り込まれ、明細書がお手元に届きますので、受取内容をご確認ください。

# 1

## ご連絡いただく前にご確認ください

ご請求の際は、主に以下のような事項をお伺いいたします。  
(亡くなられた原因や入院などの原因により、お伺いする事項が異なる場合があります。)

### 亡くなられた場合にお伺いする事項

- 保険証券番号
- 亡くなられた方のお名前・生年月日
- 亡くなられた日・原因(病気またはケガ・事故)
- 亡くなられる前の入院などの有無
- 受取人のお名前とご連絡先

### 病気・ケガをされた場合にお伺いする事項

- 保険証券番号
  - 入院・手術・通院などをされた方のお名前・生年月日
  - 入院などの原因(病気またはケガ)
  - 受傷日(ケガを原因とする場合)
  - 入院の期間(入院日・退院日)、通院日
  - 手術名および手術日(手術を受けた場合)(※1)
  - 放射線治療名および実施日(放射線治療を受けた場合)
- (※1)手術を受けた医療機関などに手術の正式名称をご確認ください。



次の項目もご確認ください。

- 複数のご契約にご加入されていませんか？
- がんなど、特定のご病気ではありませんか？
- 障害状態や要介護状態にあたりませんか？



● お支払いの対象となる病気や障害状態、要介護状態などの詳細は、ご契約内容によって異なります。「ご契約のしおり 定款・約款」でご確認ください。

## 2

## 当社にご連絡ください

担当者またはコミュニケーションセンターにご連絡ください。病気・ケガをされた場合には、「MYほけんページ」より手続きいただく方法もあります。

お支払いする場合	受取人
亡くなられた場合	死亡保険金受取人(※1)
病気・ケガをされた場合	被保険者(※2) (被保険者が亡くなられた場合は) 被保険者の法定相続人

(※1)・被保険者が亡くなられた後に受取人の変更はできません。ご指定の死亡保険金受取人の変更が必要な場合は、お早めに変更手続きをお願いします。

(※2)・家族型の特約が付加されている契約で、傷病者をご家族の場合、主契約の被保険者が受取人となります。  
・契約者および死亡保険金受取人が法人の場合、受取人は契約者(法人)となります。  
・旧安田生命のこども保険の場合、契約者が受取人となります。

### 代筆でのご請求について

受取人は意思表示できるものの、手や眼が不自由などの理由により請求書などのご記入が困難な場合、当社職員が確認のうえ、配偶者や3親等以内の親族の代筆により、ご請求いただけます。また、当社職員による代筆によりご請求いただける場合もあります。



### 代理請求について

被保険者ご自身にご請求できない特別な事情がある場合、(指定)代理請求人が被保険者に代わって保険金・給付金などをご請求いただけます。(代理請求特約が付加されているか、約款に規定がある場合に限り)

#### 被保険者が連絡できない特別な事情とは

##### 例1 被保険者が 意思表示できない場合

被保険者が事故や病気で寝たきりなどの状態になり、保険金・給付金などのご請求を行なう意思表示ができない場合



##### 例2 被保険者が 病名を知らない場合

被保険者が「がん」などの病名や余命6ヵ月以内であることを知らされていないため、保険金・給付金などを請求できない場合

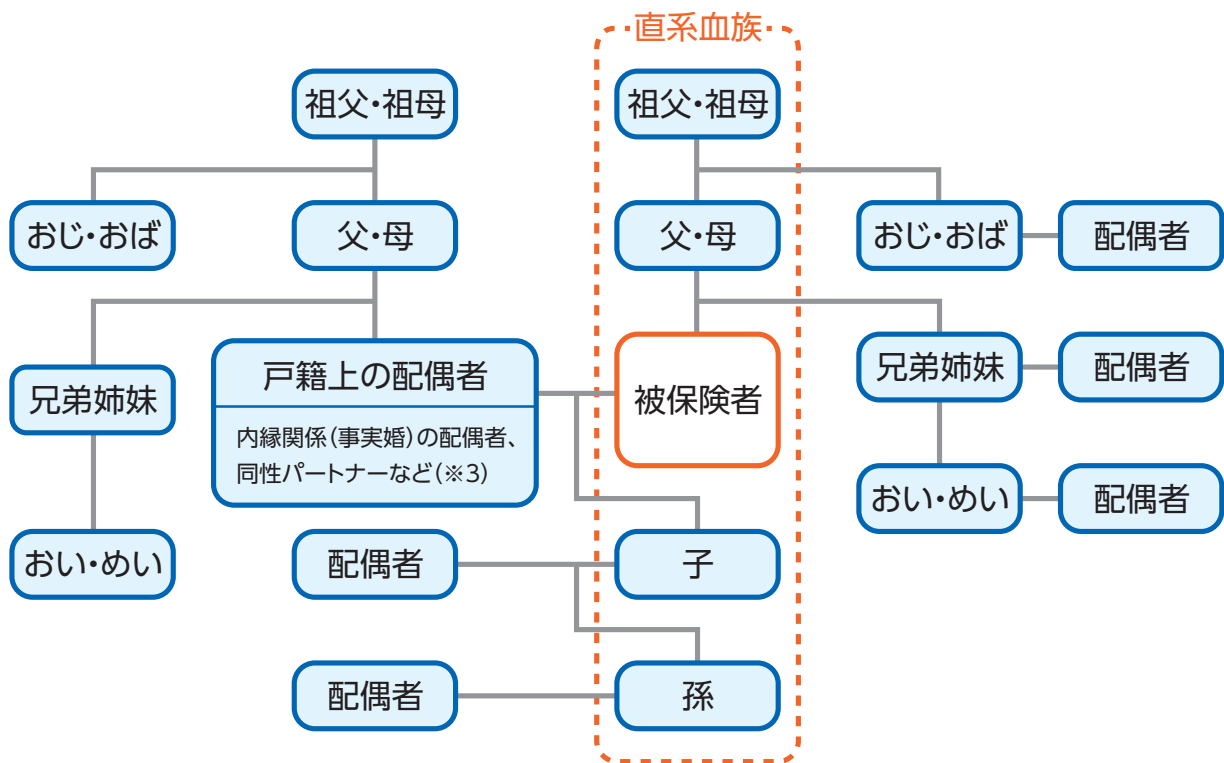


## (指定)代理請求人

保険金などのご請求時における、以下のいずれかの方です。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者の直系血族(祖父・祖母・父・母・子・孫など)
- ・被保険者の兄弟姉妹
- ・被保険者の3親等以内の親族(配偶者の父母・おじ・おば・おい・めいなど)
- ・上記以外の方で、被保険者と同居している方(※3)
- ・被保険者の委任を受けるなどにより、被保険者の財産の管理を行なっている方(※3)

### <代理請求できる方の範囲例>



(※3) 当社の定める書類の提出により事実関係が確認でき、保険金などを請求する適切な関係があると当社が認めた場合に限りです。



要介護状態などに該当し、被保険者からのご請求が困難となった場合でも、保険金などを確実にご請求いただくために、(指定)代理請求人にはあらかじめ、「ご契約内容」および「代理請求できること」をお伝えください。



## ▶「MYほけんページ」のお手続き



「MYほけんページ」は、スマートフォンやパソコンからご利用いただけるお客さま専用サイトです。

ご登録いただくと、以下の機能がご利用いただけます。

### 各種お手続き

- ・保険金・給付金請求
- ・保険の設計プランの確認
- ・お金の借入れ/返済
- ・契約の申し込み
- ・MY健活レポートの確認
- ・住所変更 など

### ご契約内容の確認

- ・ご契約内容の照会
- ・解約返戻金の照会
- ・主なお手続き履歴の確認 など

### <ご利用時間>

平日 3:30～翌3:00 / 土曜 3:30～ 23:00 / 日曜 8:00～翌3:00

※保険金・給付金請求のご利用時間は、旧安田生命のご契約が含まれる場合、8:00～21:00（日曜・祝日は9:00～21:00）となります

※祝日は当日の曜日どおりご利用いただけます

※12月31日～1月3日および5月3日～5日の間はシステムメンテナンスのためご利用いただけません

※一部、メニューやご利用いただく商品種類によってご利用時間が変わります

### MYほけんページから保険金・給付金請求

#### 請求できる場合

- 「契約者＝被保険者」のご契約
- 保険契約が有効のご契約
- 以下の保険金・給付金の請求の場合  
入院給付金、がん保険金 など

※ご契約の状態によりご請求できない場合があります

#### 請求できない場合

- 「契約者≠被保険者」のご契約
- 保険契約を解約後に請求する場合
- 以下の保険金・給付金の請求の場合  
死亡保険金、介護保険金、給与・家計サポート給付金 など

※「契約者≠被保険者」のご契約の被保険者に、「契約者＝被保険者」のご契約がある場合は、MYほけんページからの請求が可能です

## お手続き前のご確認

- MYほけんページから保険金・給付金請求のお手続きをすると、お支払いやご連絡は登録された「送金口座」「メールアドレス」「住所」に行ないます。
- お手続きの前にMYほけんページに登録されている「送金口座」「メールアドレス」「住所」などをご確認ください。
- 登録内容の確認・変更は「MYほけんページ」トップページ ⇒ 「わたしのほけん」からお手続きできます。

## お手続きのながれ

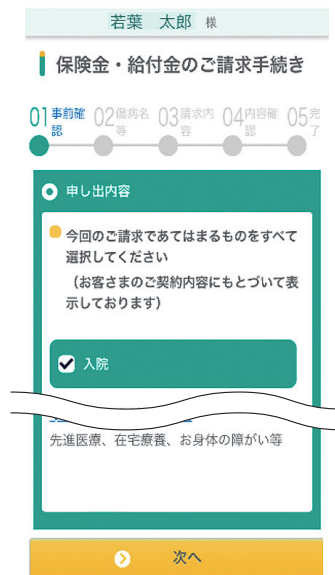
動画はこちら



- ①ログイン ⇒ 右上の三本線マーク ⇒ お手続き ⇒ 保険金・給付金の請求とお進みください



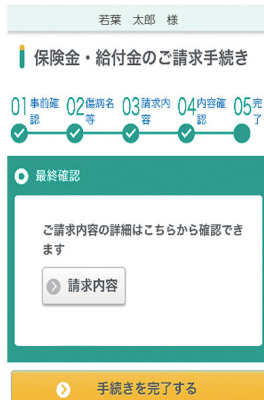
- ②ご請求内容の入力  
傷病名、入院期間などを画面の案内に従いご入力ください



- ③書類のアップロード  
領収証などを撮影し、アップロードしてください



- ④手続完了  
入力内容を確認し請求手続完了です



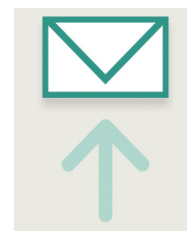
- ⑤受付完了メール  
請求手続きの受付が完了しましたら、メールでお知らせします

請求を受け付けました



- ⑥手続完了メール  
手続きが完了しましたらメールでお知らせします  
詳細は通知等をご確認ください

手続きが完了しました





# 3

## 必要な書類をご提出ください

ご案内した書類をご準備いただき、当社へご提出ください。



- 書類のご提出は、お客さま自身で撮影しMYほけんページにアップロードする方法と、担当者と面談し担当者が撮影する方法があります
- 書類取得にかかる費用はお客さまのご負担となります
- 複数の入院や通院をまとめて請求される場合は、古いものから順にご請求ください。ご請求の順番が逆転することにより、お手続きに時間がかかったり、お支払い金額が変わる場合があります

下記はあくまで一例です。ご請求内容などによって、下記以外に必要となる書類がございます。ご請求の際には、必ず事前に必要書類をご確認ください。

死亡保険金	
<b>【必要書類】〈例〉</b> ・ 当社所定の請求書 ・ 死亡診断書・死体検案書(コピー)	▶ 死亡保険金受取人が亡くなられている場合 死亡保険金受取人の法定相続人からご請求ください。その場合は相続人が確認できる戸籍謄本のご提出が必要です。
入院給付金	
<b>【必要書類】〈例〉</b> ・ 当社所定の請求書 ・ 保険医療機関発行の領収証	▶ 給付金の簡易なご請求手続き 所定の基準を満たす場合には、診断書に代えてお客さまにご記入いただく報告書と医療機関発行の領収証などによりご請求いただけます。

以下の書類をご準備いただく場合には、ご注意ください。

受取人の戸籍謄(抄)本	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市区町村役場で交付を受けてください。(コピー可)</li> <li>• 戸籍謄本に代えて、住民票などでご請求いただける場合がありますので、請求時の案内をご確認ください。</li> </ul> 以下の場合も戸籍謄本などの提出をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 受取人が未成年の場合の親権者確認</li> <li>• 結婚などにより保険証券などの名前から変更があった場合の本人確認</li> </ul>
保険医療機関・保険薬局発行の領収証	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 診療報酬点数・調剤報酬点数が記載された領収証の原本をご準備ください。</li> <li>• 「給付金の簡易なご請求手続き」の場合や「公的医療保険制度の保険給付の対象」を支払事由としている給付金のご請求の場合などに必要です。</li> </ul> ➡ 10ページ 1 もご確認ください。
当社所定の診断書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 担当医の証明をいただき、原本をご準備ください。</li> <li>• 当社所定以外の診断書でもご請求いただける場合があります。</li> </ul> ➡ 10ページ 2 もご確認ください。

# 必要な書類の補足

## 1 領収証保管のお願い

- 以下の場合、保険医療機関、保険薬局の窓口で発行された領収証が必要となります。
  - ・ 公的医療保険制度の保険給付の対象となる療養がお支払いの対象となる給付金（入院治療給付金、通院治療給付金など）を請求される場合
  - ・ 通院にかかる給付金を請求される場合
  - ・ 「給付金の簡易なご請求手続き」で請求される場合

【領収証見本(例)】

領 収 証									
患者番号		氏 名							
1234		○ ○ ○ 様							
受診科	入院	領収書No.	発 行 日	費 用 区 分	負担割合	本家	区 分		
外科	入院	012345	○年○月○日	○○○○	3割	本人			
保 険	初再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投 薬		
	0点	13,280点	0点	0点	2,235点	348点	1,519点		
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療		
	822点	0点	0点	1,804点	22,890点	1,046点	0点		
	病理診断	診断分類(DPC)	食事療養	生活療養					
0点	0点	17,280円	0円						
保 険 外 負 担	先進医療	差額室料	その他						
	円	27,000円	(内訳)						
		保 険		保 険 (食事生活)		保 険 外 負 担			
		合 計		438,440円		17,280円		27,000円	
		負担額		131,830円		7,020円		27,000円	
		領収額合 計						165,850円	
東京都○○区○○ ○-○-○ ○○○病院 ○ ○ ○ ○ ○ 領収印									

医療機関発行の領収証などに「被保険者記号・番号」「保険者番号」が記載されている場合は、当該箇所にマスキング(黒塗り)をしてご提出ください。



## 2 診断書など費用負担のお願い

- 傷病名や手術の方法など治療内容を確認しますので、当社所定の診断書のご提出をお願いします。ただし、保険金・給付金を全くお支払いできなかった場合には、診断書取得費用相当額として以下の金額をお支払いします(※1)。

書類名	金額(1通につき)
入院・手術証明書(診断書)、在宅医療証明書(診断書)	5,800円
診療証明書、総合障害診断書	7,500円
通院証明書、特定損傷治療証明書	3,300円

(※1) 以下の場合には診断書取得費用相当額をお支払いいたしません。

- ・ 免責事由・告知義務違反などに該当する場合
- ・ 保険金・給付金を一部でもお支払いした場合
- ・ 「診療報酬点数証明書」「調剤報酬点数証明書」の場合



## 3 個人番号(マイナンバー)・法人番号申告について

- 生命保険会社では、税務署に提出する支払調書にお客さまの「個人番号(マイナンバー)または法人番号」を記載することが義務付けられています。保険金などのご請求の際は申告にご協力ください。
- 上記のほか、死亡保険金をお支払いする場合などでは、亡くなられた方の個人番号(マイナンバー)の申告をお願いする場合があります。亡くなられた方の個人番号カードや通知カードがお手元にある場合は、ご協力ください。



# 4

## 請求に関する留意事項をご確認ください

ご提出いただいた書類の内容を当社にて確認いたします。治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて、保険金・給付金をお支払いするための確認(医療機関への確認を含みます)をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、確認期間中も保障は継続しておりますので保険料はお払い込みいただけます。

### お支払いまでの期間について

- 提出された内容に不足や不明点がない場合には、請求書類が当社に到着した日の翌営業日から**5営業日以内**(※1)にお支払いします。ただし、内容の確認などによりお支払いまでの期間が5営業日を超える場合があります。その際は遅延利息をお支払いします(※2)。
- 「**保険金・給付金をお支払いするための確認**」を行なう場合、特別な照会や調査などが必要な場合を除いて、請求書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて、**45日以内**にお支払いします。ただし、医療機関への確認には、面談予約が必要などの理由で多くの時間を要する場合があります。お支払いまでの期間が45日を超えることがあります。その際は遅延利息をお支払いします。  
(※1)2010年3月1日以前のご契約など、「翌日から5日以内」と定めている場合もあります。詳しくは「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。  
(※2)新しい事実に基づき再査定をした場合は、遅延利息の起算日を再設定します。

### 未払込保険料がある場合の保険金・給付金のお支払いについて

- 未払込保険料がある場合には、**保険金・給付金から未払込保険料分を差し引いてお支払い**します(※3)。  
(※3)保険金・給付金から未払込保険料が差し引かれている場合でも、お支払いの時期によっては差し引いた分の保険料が口座からも引き落とされることがあります。口座から引き落とされた保険料は、次回分の保険料へ充当するか、後日返金いたします。

# 5

## 保険金・給付金明細をご確認ください

保険金・給付金は、ご請求時に指定いただいた金融機関口座に送金いたします。支払明細書が届きましたらお支払金額などをご確認ください。



- 入院期間や手術日など、お支払いの対象となった保険金・給付金について記載しています。
- 約款の規定により給付金の一部がお支払いできない場合などは、その理由を記載しています。
- ご不明点などございましたら、担当者・支社またはコミュニケーションセンターにご連絡ください。

(イメージ)

